

お知らせ



福祉環境グループ

高齢者虐待に関する相談・通報窓口

「高齢者虐待防止法」では、高齢者の生命や身体に重大な危険がある場合、市町村に通報する義務があります。また、虐待を受けている高齢者本人も届出することができます。

そこで、町では「広野町高齢者虐待防止ネットワーク会議」を設置し、相談・通報の窓口を明確にしました。

虐待に気づいたり、虐待かな？と思ったときは、1人で抱え込んだり、悩んだりせずに早めに相談しましょう。

相談・通報窓口

広野町地域包括支援センター
 ☎ 27-4681
 広野町福祉環境グループ
 ☎ 27-2115

教育委員会

広野町 奨学資金貸与事業

広野町では、平成4年度から奨学資金貸付事業を実施しています。平成22年度も次のとおり奨学資金の貸与をします。

目的

広野町出身の学生であって、能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難と認められる者に対し奨学資金を貸与し、もって教育の機会均等を図り、健全な社会の発展に資する。

貸与を受ける者の資格

次の各号に掲げる要件を備える者に対して申請に基づき貸与する。

- 専修学校専門課程（学校教育法（昭和22年法律第14号）第82条の3第3項の専修学校専門課程をいう）、短期大学または大学（大学院を除く。）（次号において「大学等」という。）に在学し、品行が正しく学術にすぐれていること。
- 前号の大学等に合格した際に広野町に引き続き1年以上住所を有していること。
- 国、県または他の団体から同種類の奨学資金の貸与または給与を受けていないこと。
- 経済的理由により修学が困難と認められること。

奨学資金の額

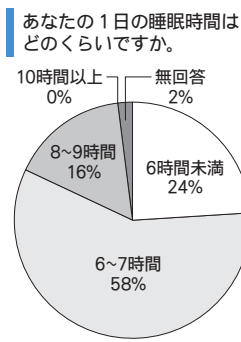
奨学資金貸与額は、月額100、

3月は福島県自殺対策強化月間です

●あなたは眠れていますか？

広野町健康づくり計画策定のため行った町民へのアンケート結果の一部です。アンケートに回答された方のうち24%の方は、睡眠時間が6時間未満と回答しています。また、十分な睡眠がとれていないと思っている方は、各年代で異なりますが、1割から2割の方が自覚しているようです。

不眠と精神疾患は密接な関係があり、十分な睡眠時間があっても眠れないという方は、うつ病などの精神疾患が原因かもしれません。精神疾患は本人が自覚しないケースもあり、周りの方の“きづき”も大変重要です。



睡眠が十分にとれていると思いますか。

年代	とれている	どちらともいえない	とれていない	無回答
60代	59.3	28.7	9.2	2.8
50代	54.6	30.6	11.1	3.7
40代	38.7	46.0	15.3	0.0
30代	46.1	40.4	13.5	0.0
20代	40.0	38.0	21.0	1.0

●ご自身や身近な方に変化はありませんか？

自分・家族・職場の同僚にこんな変化はありませんか？

- 「だるい」と言うことが増え、食欲がなくなった。
- 物事に関心がなくなった。
- 眠れない日が続いている。
(2週間以上続くときは特に要注意！)
- 集中力がなくなり、仕事の能率が落ちてきた。
- 表情が暗く、ボーっとするようになった。
- 口数が減り、人付き合いを避けるようになった。

ひとりで悩まず
相談しましょう



相談機関

- ところの健康相談ダイヤル ☎ 0570-064-556 (福島県精神保健センター内)
- 福島県相双保健福祉事務所 ☎ 0244-26-1332
- 広野町福祉環境グループ ☎ 27-2115
- 広野町保健センター ☎ 27-3040

心の相談会（専門員による相談会）

- 3月15日(月) 午前10時~午前11時
- 3月24日(水) 午前10時~午前11時・午後1時~午後3時
- ◆ 会場は、両日とも保健センターで、予約が必要です。(保健センター ☎ 27-3040)
- ◆ 秘密は厳守いたします。

■お問い合わせ 福祉環境グループ ☎ 27-2115

就学援助 (要保護・準要保護制度)

●要保護・準要保護制度とは？

広野町では、学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条に基づき、経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童・生徒の保護者に対して、必要な援助を行い義務教育が円滑に受けられることができるよう、学用品費や修学旅行費などの一部を援助しています。

●対象者（要保護者と準要保護者）は？

- 要保護者
 - 生活保護法第6条第2項の規定に該当する方
- 準要保護者
 - 広野町教育委員会が、要保護者に準ずる程度に困窮していると認められた方

000円以内とし、本人の希望および家庭の事情等を参酌して決定する。

●申請手続き

貸与を希望する方は、奨学生願書等により広野町教育委員会に申込みください。

●受付期間

平成22年4月1日から平成22年4月30日まで（期間厳守）
 （ただし、土日祝日など役場閉庁日を除く）

☎ 広野町教育委員会
 ☎ 27-4166

方です。

- 生活保護法に基づく保護の停止または廃止されたが、生活が困難である方
- 福島県条例（昭和25年福島県条例第50号）に基づく個人事業税の減免、広野町条例（昭和29年広野町条例第37号）に基づく町民税の非課税または減免、固定資産税の減免を受けた方
- 国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく国民年金の掛金の減免を受けた方
- 広野町国民健康保険条例（昭和35年条例第47号）に基づく国民健康保険税の減免または猶予を受けた方
- 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に基づく児童扶養手当の支給を受けている方
- 福島県社会福祉協議会による生活福祉資金の厚生資金貸付世帯の方
- 前記のほか、次のいずれかに該当する方
 - (ア) 保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者または職業安定所登録日雇労働者
 - (イ) 保護者の職業が不安定で生活状態が悪いと認められる方
 - (ウ) 学級費、PTA会費等の学校納付金の減免が行われている方
 - (エ) 学校納付金の納付状態の悪い者、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者で保護者の生活状態が極めて悪いと認められる方

●就学援助対象品目および対象児童生徒

区分	就学援助対象品目	対象児童生徒
学用品費	児童生徒の所持にかかわる物品で、各教科および特別活動の学習に必要なとされる学用品（実験・実習材料費を含む。）	準要保護児童生徒
新入学児童生徒学用品費	新入学児童生徒が通常必要とする学用品および通学用品	準要保護児童生徒
通学用品費	児童生徒が通常必要とする通学用品	準要保護児童生徒
通学費	最も経済的な通常の経路により通学する児童（4キロ以上）生徒（6キロ以上）が利用する交通機関に係る旅客運賃など	準要保護児童生徒
修学旅行費	交通費、宿泊費、見学料ならびに均一に負担すべきとなる記念写真代、医薬品代および旅行障害保険料など	要保護児童生徒 準要保護児童生徒
校外活動費	臨海・林間学校等に参加するための宿泊費など	準要保護児童生徒
学校給食費	児童生徒の学校給食費に要する費用	準要保護児童生徒

●手続きや必要なものは？

児童生徒が就学援助費受給申請書（学校・教育委員会に備え付けて

- 経済的理由により欠席日数が多い方
 - 保護者が勤務先の倒産やリストラなどの影響を受け、収入が大幅減になった方
- ※認定に際しては、申請書を基に世帯の状況を調査させていただきます。地区の民生委員などの意見を参考に教育委員会が決定します。

あり、(オ)に、教育委員会が指定するものを添付し、学校長を経由して教育委員会に提出してください。

- 前年の所得または収入証明書
- 非課税証明書または減免証明書
- その他教育委員会が必要と認める書類

☎ 広野町教育委員会
 ☎ 27-4166



ごみと資源物は指定袋に入れて出しましょう

■ごみの分け方■

区分	袋の文字の色	収集する日
燃えるごみ	赤文字の袋	毎週 月曜・木曜
燃えないごみ	黒文字の袋	毎月 第4月曜日
ビン類	青文字の袋	毎月 第2月曜日
カン類	緑文字の袋	毎月 第4月曜日
プラスチック類	紫文字の袋	毎週 火曜日
ペットボトル類	黄文字の袋	毎週 火曜日
粗大ごみ	南部衛生センターへご相談ください	

※収集日が祝日となる場合は振り替えて翌日に収集する場合がありますので、収集日などについては、ごみ収集カレンダーをご覧ください。

■お問い合わせ 福祉環境グループ ☎ 27-2115